

番号： 141084

国名： グアテマラ

担当： 産業開発・公共政策部行財政・金融チーム

案件名： 地方自治体能力強化プロジェクト中間レビュー調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 評価分析
- (2) 格付： 3号～4号
- (3) 業務の種類： 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2015年1月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内0.50M/M、現地0.50M/M、合計1.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 1月7日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	グアテマラ／中南米
語学の種類	英語及び西語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

グアテマラでは、1996年の内戦終結及び和平協定以降、歴代政権は貧困削減に取り組んできたが、貧困層の割合は全人口の53.7%（グアテマラ国統計局2011年調査）を占め、特に地方部に集中している。グアテマラ政府は貧困削減の取り組み強化と国内格差の是正を重要課題と位置付けている。

2002年に同国政府は「地方分権化法」を制定以来、地方分権を通じた地域開発に取り組んでいる。また同年、「都市農村開発審議会法」を制定し、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行う仕組みとして、国及び地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付け、各レベルの開発審議会を通じて公共政策立案プロセスに国民の参加を促し、より地域住民のニーズに沿った開発計画が策定されることを目指している。

2012年1月、同国ではオッター・ペレス・モリーナ（愛国党）政権が発足し、政権公約「改革のためのアジェンダ 2012-2016」では「治安」「経済開発」「インフラ整備」「社会包摂」「持続的農村開発」の5つの柱が掲げられていた。「社会包摂」の中に位置づけられる「飢餓撲滅(Hambre Cero)」政策では、2015年までに慢性的栄養不足を10%削減する目標を掲げ、166の自治体を対象としてプログラムを実施中である。右政策実施は、前政権に引き続き地方分権化を通じた地域開発を重視するとしている。特に住民に最も近い市では、新政権の重点政策を反映させた開発計画として「地方自治体計画(Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促している。しかし市は財政・組織・行政能力が低く、分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かしきれず、また他の組織との調整も十分に行えていない状況にある。

JICAは2005年から2007年まで貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元NGOや住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ。また2010年から2012年にかけて個別専門家を派遣し、同国西部の3県8市における参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動実施に係る地方公務員の能力強化を目的とした研修を実施した。グアテマラ政府は、研修を受けた地方自治体の行政担当官及び地域住民リーダーが習得した知識や「生活改善アプローチ」（日本の生活改良普及事業の現場において生活改善に取り組んできた方法論）を活かしてそれぞれの現場で実践する状況を確認し、高く評価したJICAの支援の成果を踏まえ、我が国に対し農村地域の総合開発のための支援が要請された。

これに対してJICAは2012年5月と7月に詳細計画策定調査団を派遣し、大統領府企画庁(SEGEPLAN)をカウンターパート(C/P)機関、また、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県にある計8市をパイロット市として、生活改善アプローチを始めとする過去の協力の成果を踏まえ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価を支援する「地方自治体能力強化プロジェクト（以下「プロジェクト」）」の枠組みに係る実施協議議事録(R/D)を2012年12月に署名・合意した。

本プロジェクトは2013年3月から2016年9月までの予定で実施中であり、市役所の社会開発事業に係るプロジェクト・サイクル・マネジメント手法の体系化は、対象市関係者に対

する研修を通じて実践され、その経験を踏まえたマニュアル化が進められている。さらに上記プロジェクト・サイクル・マネジメント手法を活用して、各対象市が選定したパイロットコミュニティと市の関係者が協力しながら社会開発事業の計画策定が最終段階を迎えている。今後、各市はパイロットコミュニティでの社会開発事業を2015年に実践し、その教訓をとりまとめて2016年にSEGEPLAN及び周辺の市の関係者に共有を図る予定である。現在、長期専門家1名（業務調整/地方行政）、短期専門家2名（チーフアドバイザー/ガバナンス、参加型開発）を派遣中である。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト期間の中間地点を迎え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト実施体制及び活動に対する提言を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年1月下旬～2015年2月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他グアテマラ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年2月中旬～3月上旬）

- ①JICAグアテマラ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③グアテマラ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びグアテマラ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文・西文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びグアテマラ側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びP0の修正案（和文・英文・西文）の取りまとめに協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文・西文）の作成に協力する。

⑨現地調査結果の JICA グアテマラ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2015 年 3 月上旬)

- ①中間レビュー調査にかかる評価結果要約表 (案) (和文・英文) を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間レビュー調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ~ (3) のすべてとする。

- (1) 中間レビュー報告書 (英文)
 - (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書 (案) (和文)
 - (3) 中間レビュー調査にかかる評価結果要約表 (案) (和文・英文)
- 上記 (1) ~ (3) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2015 年 2 月 15 日～2015 年 3 月 1 日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 通訳 (JICA)

また、中間レビュー調査実施時に派遣中の専門家は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー/ガバナンス
- イ) 業務調整/地方行政
- ウ) 参加型開発

③便宜供与内容

当機構グアテマラ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のと

おります。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

日本語⇄スペイン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ並びに長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6919）にて配布します。

・プロジェクト進捗報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・事業事前評価表

<<http://knowledge.jica.go.jp/km/ProjDoc233.nsf/VW02040104/D205A02B5CF5688649257D16001A67AE?OpenDocument>>

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上